

北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年条例第45号）第18条第2項に基づき、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和4年1月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 苦情申立ての状況
令和3年10月1日から令和3年12月31日までの苦情申立ては1件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対 象 機 関	苦 情 件 数	申 立 人	
		個 人	法 人 等
知 事	1	1	0
総 務 部	0	0	0
総 合 政 策 部	0	0	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	1	1	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	0	0	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0
小 計	1	1	0
道 の 機 関 以 外	0	0	0
合 計	1	1	0

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
保 健 福 祉 部	1	道職員による侮辱行為について

- 2 苦情申立ての処理状況
苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	3
審査をすることができない事案	0
審 査 を 中 止 し た 事 案	0
審 査 中 の 事 案	1
制度の対象外となった事案	0
審査することが適切か申立ての内容を検討中の事案	0
合 計	4

※審査を終えた事案のうち1件は令和3年度第1四半期、2件は第2四半期からの継続分である。

- 3 苦情審査結果の内訳
審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数
是正又は改善措置を講じる勧告をしたもの	0
制度改善を求める意見表明をしたもの	0
申立ての趣旨に沿ったもの	0
申立ての趣旨に一部沿ったもの	1
道の機関の行為に不備がないもの	2
合 計	3

- 4 勧告及び意見表明の状況
勧告及び意見表明したものはない。